

令和 6 年

舞鶴市議会 9 月定例会議案

第 60 号議案～第 79 号議案

令和 6 年 9 月 3 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 60 号 議案	令和 6 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 3 号)	別 冊
第 61 号 議案	令和 6 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 62 号 議案	令和 6 年度 舞鶴市介護保険事業会計補正予算(第 1 号)	〃
第 63 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市一般会計の決算の認定について	1 決算書 等別冊
第 64 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	3 決算書 等別冊
第 65 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について	6 決算書 等別冊
第 66 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市病院事業会計の決算の認定について	7 決算書 等別冊
第 67 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について	8 決算書 等別冊
第 68 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について	9 決算書 等別冊
第 69 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について	10 決算書 等別冊
第 70 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について	11 決算書 等別冊
第 71 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について	12 決算書 等別冊
第 72 号 議案	舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について	13
第 73 号 議案	舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	15

第 74 号 議 案	舞鶴市保育所条例及び舞鶴市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について	17
第 75 号 議 案	訴えの提起について(建物収去土地明渡請求事件)	19
第 76 号 議 案	和解について(建物収去土地明渡等請求調停事件)	21
第 77 号 議 案	工事請負契約について(舞鶴市西消防署庁舎新築(電気設備)工事)	24
第 78 号 議 案	工事請負契約について(舞鶴市斎場火葬炉設備等更新工事)	26
第 79 号 議 案	市道路線の認定について	27

第 63 号議案

令和 5 年度舞鶴市一般会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度舞鶴市一般会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市一般会計の決算の認定を受けたいので提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(決算)

第 233 条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後 3 箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

4 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

5 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

7 普通地方公共団体の長は、第 3 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第 64 号議案

令和 5 年度舞鶴市水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度舞鶴市水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいの  
で提案する。

## 参 考

### 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号) 抜 粋

#### (決算)

- 第 30 条 管理者は、毎事業年度終了後 2 月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。
- 2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。
  - 3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第 3 条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。
  - 4 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例会日(同条第 6 項に規定する定例会日をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。
  - 5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
  - 6 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。
  - 7 地方公共団体の長は、第 4 項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。
  - 8 地方公共団体の長は、第 4 項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたとき、又は管理者が当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じて当該措置の内容を当該地

方公共団体の長に報告したときは、速やかに、これらの措置の内容を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

(剰余金の処分等)

第32条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

- 2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。
- 4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。

第 65 号議案

令和 5 年度舞鶴市下水道事業会計の決算の認定及び利益の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度舞鶴市下水道事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度同事業会計の利益の処分について、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市下水道事業会計の決算の認定を受けるとともに、利益の処分を行いたいので提案する。

第 66 号議案

令和 5 年度舞鶴市病院事業会計の決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度舞鶴市病院事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市病院事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 67 号議案

令和 5 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度舞鶴市国民健康保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市国民健康保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 68 号議案

令和 5 年度舞鶴市貯木事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度舞鶴市貯木事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市貯木事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 69 号議案

令和 5 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度舞鶴市駐車場事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市駐車場事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 70 号議案

令和 5 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度舞鶴市介護保険事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市介護保険事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

## 第 71 号議案

令和 5 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算を別添監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市後期高齢者医療事業会計の決算の認定を受けたいので提案する。

第 72 号議案

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

舞鶴市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表に次のように加える。

5 市長	身体障害者若しくは精神障害者に対する障害福祉サービス、自立支援医療若しくは補装具の購入若しくは修理に係るサービスに要する経費の助成又は施設入所の知的障害者に対する医療に要する経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第 2 の 1 の項、5 の項及び 6 の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表 20 の項を同表 21 の項とし、同表 19 の項の次に次のように加える。

20 市長	身体障害者若しくは精神障害者に対する障害福祉サービス、自立支援医療若しくは補装具の購入若しくは修	生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、市税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	---

	理に係るサービスに要する 経費の助成又は施設入所の 知的障害者に対する医療に 要する経費の助成に関する 事務であって規則で定める もの	
--	--	--

別表第3の1の項及び2の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

医療費助成における個人番号を用いたオンライン資格確認の開始に伴い、身体障害者又は精神障害者に対する自立支援医療に要する経費の助成等に関する事務を個人番号利用事務に追加する等所要の改正を行いたいので提案する。

## 第 73 号議案

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市国民健康保険条例の一部を改正する条例

舞鶴市国民健康保険条例(昭和 34 年条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 22 条第 1 項中「6 箇月」の右に「(ただし、急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長 1 年)」を加える。

第 27 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 22 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和 6 年政令第 260 号)第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対す

る罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法の改正による被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還の求めに応じない者に対する罰則規定を削除する等所要の改正を行いたいので提案する。

第 74 号議案

舞鶴市保育所条例及び舞鶴市認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市保育所条例及び舞鶴市認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市保育所条例及び舞鶴市認定こども園条例の一部を改正する条例  
(舞鶴市保育所条例の一部改正)

第 1 条 舞鶴市保育所条例(昭和 26 年条例第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表うみべのもり保育所の項を削る。

(舞鶴市認定こども園条例の一部改正)

第 2 条 舞鶴市認定こども園条例(平成 30 年条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

うみべのもりこども園	舞鶴市字浜2022番地	150人
------------	-------------	------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第 2 条の規定による改正後の舞鶴市認定こども園条例第 2 条の表に規定するうみべのもりこども園の入園の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(舞鶴市保育所及び認定こども園使用条例の一部改正)

- 3 舞鶴市保育所及び認定こども園使用条例(昭和 36 年条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条関係)

保育所等使用料表

保育所等の名称	使用料		
	昼間	夜間	昼夜連続
	円	円	円
中保育所	300	350	500
舞鶴こども園	300	350	500
うみべのもりこども園	300	350	500

提案理由

小学校就学前の子どもに対する一貫した質の高い乳幼児教育の推進等を図るため、うみべのもり保育所を幼保連携型認定こども園に移行させたいので提案する。

## 第 75 号議案

### 訴えの提起について

建物の収去及び土地の明渡しに関し、次のとおり訴えを提起することについて議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

#### 1 事件名

建物収去土地明渡請求事件

#### 2 訴えの趣旨

相手方に対して貸し付けていた市有地である土地(舞鶴市字南田辺小字北表町 121 番 1 ほか 2 筆)について、賃料未払いによる賃貸借契約終了による目的物返還請求権に基づき当該土地上に所在する相手方の建物を収去して当該土地を明け渡すこと、未払賃料である 897,362 円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払うこと、賃貸借契約の解除日である令和 5 年 10 月 25 日から土地の明渡し完了に至るまで賃料相当損害金として年額 121,035 円の割合による金員を支払うこと並びに訴訟費用は相手方の負担とすることを請求するものである。

#### 3 事件に関する取扱い

必要に応じて、和解又は上訴を行うものとする。

提案理由

建物収去土地明渡請求事件に関して訴えを提起したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により提案する。

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(議決事件)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第 1 号から第 11 号まで 略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第 3 条第 2 項に規定する処分又は同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。))に係る同法第 11 条第 1 項(同法第 38 条第 1 項(同法第 43 条第 2 項において準用する場合を含む。))又は同法第 43 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

(第 13 号以下 略)

(第 2 項 略)

## 第 76 号議案

### 和解について

建物収去土地明渡等請求調停事件に関し、次のとおり和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

#### 1 和解の内容

別紙調定条項(案)の概要のとおり

#### 2 事件の概要

相手方甲は平成 8 年頃から、相手方乙は平成 10 年頃から、相手方丙は平成 7 年又は平成 8 年頃から、市有地に権限なく建物を建築し、所有しており、相手方甲所有の土地と当該市有地との交換、当該市有地の買取り等の協議を行っていたが合意に至らないため、相手方甲、乙及び丙に対し、当該建物の収去及び当該土地の明渡しを求めるとともに、平成 10 年 12 月 1 日から建物の収去及び土地の明渡し済みに至るまで年額 2,311,000 円の割合による賃料相当損害金の連帯支払及び調停費用の負担を求める民事調停を申し立てた。

調停条項(案)の概要

- 1 市は、相手方乙に対し、下記土地(以下「本件土地」という。)を代金 2,800 万円で売り、相手方乙は、本件土地を買い受ける。

記

所在 舞鶴市字行永小字和田垣

地番 763 番 1

地目 宅地

地積 1,188.61 m<sup>2</sup>

- 2 市は、相手方乙に対し、令和 6 年 11 月 29 日限り、相手方乙から 3 の本件土地売買代金 2,800 万円の支払を受けるのと引換えに、本件土地の所有権移転登記手続に必要な一切の書類を引き渡す。  
当該登記手続に要する費用は、相手方乙の負担とする。
- 3 相手方乙は、市に対し、令和 6 年 11 月 29 日限り、市から 2 の書類の引渡しを受けるのと引換えに、本件土地売買代金 2,800 万円を支払う。
- 4 本件土地売買は、公簿面積によるものとし、これと実測面積が相違する場合にも、市及び相手方乙は、面積の増減による代金の増額又は減額を請求しない。
- 5 本件土地売買は、現状有姿によるものとし、市は、本件土地と隣地との境界明示義務を負わないものとする。
- 6 本件土地売買は、現状有姿によるものとし、本件土地上の各建物 11 物件その他一切の設置物件(以下「各建物等」という。)が存在するまま取り引し、市は、本件土地上の各建物等について何らの収去、明渡し義務等を負わないものとし、各建物等についての権利・義務に関する対応は、相手方乙の責任と負担において、引き受け処理するものとする。
- 7 市は、本件土地について契約不適合責任(地質・地盤の不良、地中障害物危険物、有害物質、土壌汚染、地下水汚染等が存在すること等による責任)を一切負わないものとする。
- 8 市は、相手方乙及び丙に対する建物収去土地明渡等請求調停の申立てをいずれも取り下げる。

- 9 市と相手方乙及び丙は、市と相手方乙及び丙との間には、本件に関し、本調定条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 10 調定費用は、各自の負担とする。

提案理由

建物収去土地明渡等請求調停事件に関し、和解をしたいので提案する。

第 77 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

舞鶴市西消防署庁舎新築(電気設備)工事

2 契約の方法

一般競争入札

3 契約金額

237,160,000 円

4 契約の相手方

名 称 技電・舞鶴計器特定建設工事共同企業体

代表者 舞鶴市字安岡 1065 番地

株式会社技電

代表取締役 中岡 彰

構成員 舞鶴市字和田 1067-2

株式会社舞鶴計器

代表取締役 玉林 宏人

所在地 舞鶴市字安岡 1065 番地

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市西消防署庁舎新築(電気設備)工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

参 考

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 13 号) 抜 粋

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

第 78 号議案

工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

記

1 契約の目的

舞鶴市斎場火葬炉設備等更新工事

2 契約の方法

随意契約

3 契約金額

339,130,000 円

4 契約の相手方

富山市奥田新町 12 番 3 号

株式会社宮本工業所

代表取締役 宮本 芳樹

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

提案理由

舞鶴市斎場火葬炉設備等更新工事に係る請負契約を締結したいので提案する。

第 79 号議案

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線を認定することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

記

路 線 名	起 点 及 び 終 点	重要な経過地
城屋野村寺線	舞鶴市字城屋小字下地 666 番 から	
	舞鶴市字野村寺小字藤ノ木 634 番 2 まで	

提案理由

城屋地区ほか 1 地区の路線の市道認定を行いたいので提案する。

参 考

道路法(昭和 27 年法律第 180 号) 抜 粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(第 3 項以下 略)